

1. 研 究

(1) 一般研究

研究部等	研究室	研 究 課 題	研究期間
総合政策 情報センター	特殊教育情報 研究部門	1) Webを利用した効果的な情報発信についての調査研究	14～15年度
視 覚 障 害 教育研究部	盲教育研究室	2) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究	12～14年度
	弱視教育 研究室	3) 弱視児の個に応じた指導内容・方法及び支援に関する研究	12～14年度
聴覚・言語障 害教育研究部	聾教育研究室	4) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 －様々な連携と評価を中心に－	13～15年度
	難聴教育 研究室	5) 聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業	12～14年度
	言語機能障害 教育研究室	6) 「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援	13～15年度
	言語器質障害 教育研究室	7) 子どもと教師のコミュニケーション関係の構築に関する研究 －ことばの教室担当者と周囲他者との関係に視点をあてて－	14～16年度
知的障 害 教育研究部	重度知的障害 教育研究室	8) 知的障害のある子どもの担任教師と関係者との協力関係推進に関 する研究 －個別の指導計画の作成に焦点をあてて－	14～15年度
	中度知的障害 教育研究室	9) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究	12～15年度
	軽度知的障害 教育研究室	10) 軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関 する研究	14～16年度
肢体不自由 教育研究部	肢体不自由 教育研究室	11) 運動に障害のある子どもの教育支援の充実と体系化に関する研究 －「開かれた学校づくり」と授業研究に焦点をあてて－	14～16年度
		12) 運動に障害のある子どもへの馬の特性を活用した指導及び評価の 方法に関する研究	14～16年度
		13) 運動に障害のある子どもの意思表示支援に関する研究	14～16年度
病 弱 教 育 研 究 部	病 弱 教 育 研 究 室	14) 学習障害の判断に必要な心理教育的アセスメントに関する研究	13～15年度
		15) 慢性疾患児の自己管理に関する研究 －自立活動における評価開発に視点をあてて－	13～16年度
		16) ターミナル期における教育・心理的対応に関する研究 －子どもとともに在る教育を目指して－	14～17年度
情 緒 障 害 教 育 研 究 部	情 緒 障 害 教 育 研 究 室	17) 通常の学級に在籍するADHD児に必要な特別な配慮に関する研究	13～14年度
		18) 注意欠陥／多動性障害 (ADHD) 児の評価方法に関する研究	13～15年度
		19) 自閉症児の早期教育相談に関する研究	13～15年度
重 複 障 害 教 育 研 究 部	重複障害教育 第一研究室	20) 視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性に関する研究	13～15年度
	重複障害教育 第二研究室	21) 重複障害児の感覚機能の評価と、評価に基づく指導内容に関する 研究	14～16年度
	重複障害教育 第三研究室	22) 感覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成の機序に関する 研究	14～16年度
情 報 教 育 研 究 部	教育工学 研 究 室	23) 肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する実 際的研究	14～15年度
	情報教育 研 究 室	24) 障害のある児童生徒の自立的活動を支援する「教育用支援デバイ ス」の開発と普及	11～14年度
分 室	情報教育 研 究 室	25) 高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成 する教育内容・方法に関する研究	13～15年度
		26) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究	12～14年度
教育相談センター教育 相 談 研 究 室	教育相談 研 究 室	27) 高機能自閉症児等への教育的支援 －自閉症教育の充実に関する効果的な研修の在り方について－	14～15年度
		28) ライフサイクルに応じた一貫性のある教育相談支援 －家庭養育から学校教育に至る教育相談活動を中心に－	13～14年度

● 研究の概要

総合政策情報センター

特殊教育情報研究部門

1) Webを利用した効果的な情報発信についての調査研究

(研究の趣旨及び目的)

現在、Webを利用した情報発信は多くの機関で行われると同時に、それらの機関における情報発信の中心としてその重要性を増している。Webを利用した情報発信の状況は、技術的にも、発信されている情報コンテンツについても各サイト毎に大きく異なっている。特に、発信されている情報コンテンツについてはその差が大きい。

本研究所のような研究機関では、積極的に最新の研究・教育の成果や関連情報まで収集・公開することが、強く求められると考えられる。

そこで、本研究では効果的な情報発信の方法とそれに適した情報コンテンツについて検討し、Webを用いた情報発信についての提案を行う。

(研究全体の概要)

研究機関と特殊教育に関連する諸機関及び教育系大学のWebページについての情報を収集し、公開されている内容について比較・分析を行う。本調査は、Webに関する技術そのものよりも公開されている情報コンテンツに重点を置き、各機関の情報発信への取り組みと本研究所との相違を明らかにする。

調査項目としては、以下のような内容が考えられる。

- ① Webページ全体の構造
- ② 内容及び表現手段
- ③ 主たる対象と障害者への配慮
- ④ 紀要や論文等のデジタル化への取り組み具合
- ⑤ 公開されているデータベースの種類
- ⑥ 関連情報へのリンク

次に、これらの調査結果を基にして、効果的な情報発信の方法と、それに適したコンテンツ及び今後積極的に公開が必要とされるであろうコンテンツについての考察を行う。

平成14年度は、上記の①～⑥についての調査を実施する。

視覚障害教育研究部

盲教育研究室

2) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害教育では、幼児児童生徒の障害の重度・多様化、学校の教育相談的機能の増大など、これまで以上に一人一人の特性に応じたきめ細かい対応が求められてきている。そこで、本研究ではこれまでの触覚認知に関する発達の研究成果（平成10年度研究成果報告書「手で形をみて楽しむために－パブティック技能の学習（試案）－」等）を踏まえて、触覚的及び聴覚的に認知能力の異なる幼児児童生徒一人一人の実態に応じた適切な条件でパソコンを利用して教材を提供することを目的としたシステムの開発の基礎的な研究に取り組む。なお、視覚障害教育では聴覚の活用も重要であるため、本教材の開発においては音声の活用についても考慮することとした。乳幼児期における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究もあわせて実施する。

(研究全体の概要)

本研究では、個に応じた触覚教材の作成及び提示システムの開発を目的として、以下の3つの研究によって構成される。

- (1) 個に応じた触覚教材を作成するための触覚及び空間認知の評価に関するガイドラインを明らかにする。
- (2) 凸凹及び音声で利用できるパソコンを用いた教材作成提示装置を開発する。乳幼児期の段階での触覚の発達を促すための「触る絵本」教材を開発する。
- (3) 作成したガイドライン及び教材作成提示システムを利用して触覚聴覚を活用して用いる「個に応じた視覚障害教育用触覚・聴覚活用教材作成提示システム」を構築し、試行の上実用化を図る。また、開発した「触る絵本」教材を実際に評価する。

以下に平成14年度（最終年度）の実施計画の概要を示す。

(1)の触覚及び空間認知の評価に関するガイドラインについてはこれまでの研究成果をまとめる。

(2)については、これまでの構想に基づいて、実際に装置及びプログラムを開発する。

その上で、(3)のシステム構築を試み、試行し実用化に向けて実際的研究を進め、それらを報告書としてまとめる。

弱視教育研究室

3) 弱視児の個に応じた指導内容・方法及び支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

弱視児の教育は、現在、弱視学級や弱視通級指導教室及び通常学級等において、校内交流指導、個別指導、付き添い指導、巡回指導などの様々な指導形態及び指導方法によって行われている。しかし、個々の弱視児の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うためには、さらに以下の観点からの研究が必要である。1) 個々の弱視児の見え方や学習経験等に応じた「個別の指導計画」の検討、2) 通常学級あるいは交流先学級と弱視学級や弱視通級指導教室との連携・協力の検討、3) 弱視児の視覚認知力を高めるための実態把握の検査法とその指導法の開発及び指導教材の作成等である。本研究は、これらの諸課題に取り組むことを目的としている。

(研究全体の概要)

平成14年度は、大きく以下の2つの観点から研究を行う。

(1) 弱視児の個別の指導計画に関する研究とグラフィック視認知検査の開発に関する研究

本研究では、①個々の弱視児に応じた指導及び支援にあたって、その実態把握から具体的な指導内容・方法等に関して、担当教師が「個別の指導計画」を作成する際の参考となる「手引き」を作成する。また、②弱視児が絵やイラスト等のグラフィック情報を視認知できるか、その視覚的可能性を評価する「グラフィック視認知検査」の作成を行う。

(2) 視覚障害乳幼児の早期教育相談に関する研究

視覚障害乳幼児の早期対応は、発達支援の観点から重要である。なぜなら、早期対応を行い発達支援が有効に機能すれば将来の教育におけるさまざまなコスト（時間、経済、その他）を軽減することができる。本研究は、①諸機関の連携を念頭においた教育相談ネットワークの事例研究、②視覚障害乳幼児の教育相談情報パッケージの作成と運用化に関する事例研究を行う。

聴覚・言語障害教育研究部

聾教育研究室

4) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 —様々な連携と評価を中心に—

(研究の趣旨及び目的)

近年の聴覚障害児教育においては、障害の改善への取り組みにとどまらず、障害と共に生きることを基本にした様々な取り組みが展開されている。平成10年度から12年度の聾教育研究室の一般研究では、自立活動を中心とした教育活動の中で、聴覚障害児の自己理解や仲間や家族そして社会への帰属意識がどのように育成されるかを様々な角度から検討した。これらの結果から聴覚障害児の障害認識への取り組みは、個々の学

部や学校のみでの取り組みではなく、様々な組織や機関との連携のもとで築かれることが重要であると再認識された。また障害認識や社会参加については様々な視点を複合した評価の継続が必要なことも確認された。したがって本研究では12年度までの研究を引き継ぎ、かつ発展させる意味で多様な連携と評価のあり方の検討を行う。

(研究全体の概要)

平成13年度に実施した「聴覚障害児の障害認識に関する調査」(全国聾学校対象)の結果を基に我が国の聾教育における障害認識への取り組みの現状を概括し、その中から特に様々な連携に関する課題を取り上げ研究協力者と共に教育実践に反映する。具体的には学部間連携、交流教育、家庭・地域との連携、医療・福祉分野との連携等により焦点を当て実践を進めると共に広く情報収集を行う。

平成14年度は、特殊教育学会での「聴覚障害児の障害認識に関する調査」の結果発表等を通じて、その成果を聾学校等の実践に役立てる。また、研究協議会を開催して、障害認識に関する連携や評価についての研究協力者の実践を検討し、そのあり方を整理する。

難聴教育研究室

5) 聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業の構築を行うことを目的とする。聴覚障害理解のための教材とは、通常の学校に在籍する児童・生徒を対象として、聴覚障害についての理解を図るためのものである。

(研究全体の概要)

本研究の内容としては、

- 聴覚障害理解に関する情報を整理し、教材開発のための基礎資料を収集する。
- 資料を基に、教材の開発及び試作を行う。
- 開発及び試作された教材を活用して、聴覚障害理解の授業に関する試案を作成し、授業を行う。
- 授業を通して教材の実践的評価を行い、教材の改良修正を行う。

本研究は、主として通常の学校に在籍する聴覚障害のある児童・生徒に対する周囲の児童・生徒の理解に焦点をおき、聴覚障害のきこえの理解、補聴器の理解にとどまらず、コミュニケーションの理解など広範囲にわたって教材開発及びそれを活用した授業の構築を行うところに特徴がある。

平成14年度は、研究協力者等によるこれまでの聴覚障害理解に関する授業実践を整理して教材開発を行い、それをもとにした授業実践を試みてその評価を行う。併せてこうした一連の取り組みを報告書としてまとめる。

言語機能障害教育研究室

6) 「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援

(研究の趣旨及び目的)

「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」第一次報告(平成9年1月)では、通級指導教室に対して地域における早期からの教育相談を担当する役割を期待している。当研究室では、平成10年度から3年間にわたり「早期からの教育におけることばの教室の役割」というテーマで研究を進めてきた。この研究の成果として、「ことばの教室」(言語障害学級、通級指導教室)では多くの教室が幼児の対応をしていること、保護者はことばの教室に子どもの障害だけにとらわれない相談の場を求めていること等が明らかになった。

特に乳幼児期においては、保護者を支える視点が大切であり、担当する職員の教育的援助のあり方は学童期のそれとは異なるものがあると思われる。そのため、本研究では、早期教育相談における事例研究の分析・検討を行い、ことばの教室における早期教育相談と保護者支援のあり方を明らかにする。

(研究全体の概要)

上記の研究課題解決のために、早期教育相談の事例を収集する。

- ① ことばの教室において早期教育相談の対応がどのように行われているのかについて、先進的な実践を行っている教室を訪問し、その実状を調査する。
- ② ことばの教室における早期教育相談の事例について、研究協力者の協力を得て、情報を収集する。
- ③ 早期教育相談の実際について、地域の関係機関との連携や特殊教育諸学校との交流等の情報を収集する。
- ④ 上記、①～③を分析・検討することによって、ことばの教室における早期教育相談と保護者支援のあり方を明らかにする。

平成14年度は、「担当者と保護者とのかかわりに関するアンケート」の結果を集約し報告する機会を設ける。また、年2回の研究協議会や研究協力機関への訪問を通じて、ことばの教室における早期教育相談事例の収集・分析を行い、早期教育相談や保護者支援のあり方を検討する。

言語器質障害教育研究室

7) 子どもと教師のコミュニケーション関係の構築に関する研究

—ことばの教室担当者と周囲他者との関係に視点をおいて—

(研究の趣旨及び目的)

当研究室におけるこれまでの研究では、コミュニケーション障害を子どもと周囲との関係の障害として捉え、特に子どもと教師の二者関係を取り上げ、コミュニケーション障害が生じる構造及びそれへの支援について整理してきた。具体的には教師にとって通じにくいと感じられる言語障害のある子どもとの関係を研究対象とし、通じにくい関係が生じる要因やその改善に向けての方策の整理を進めてきた。この中で、子どもと教師のコミュニケーション関係の構築に関するより実際的な知見を蓄積するためには、子どもと教師の関係を、それを取り巻く周囲の人・物・事象との関係の中で検討することが必要であることが明らかとなった。

そこで本研究は、子どもと教師を取り巻く周囲他者、特に子どもと教師（ことばの教室担当者）の二者間を取り巻く、教師と保護者及び在籍学級担任との関係に焦点を当て、それらがどのように子どもと教師の关系到絡んでいるのかを検討し、コミュニケーション障害の改善及びコミュニケーション関係の構築に関する支援のありようを考察・整理することを目的とする。

(研究全体の概要)

ことばの教室担当者は、基本的には言語障害のある子どもへの支援に携わっている。子どもの言語やコミュニケーションを支えるためには、子どもと通じ合える、共感できうる関係を築いていくことが必要であるが、それを阻む要因をこれまで教師の実践記録及び内省記録をもとに検討し、通じ合える関係を築いていくためのいくつかの方策を検討してきた。

本研究では、上述の趣旨及び目的に鑑み、教師の子どもに対する実践記録、内省記録に加えて、保護者や在籍学級担任に対する教師の内面に関する資料を収集し、教師と保護者や在籍学級担任との関係が、子どもと教師のコミュニケーション関係にいかに関与しているのかを検討する。その際、保護者や在籍学級担任側の思いも可能な限り収集し検討材料とする。これらの検討をもとに、子どもと教師がコミュニケーション障害を改善し、かつ、より深いコミュニケーション関係を築いていくための具体的な実践の視点を明らかにする。資料収集やその検討に際しては、ことばの教室及び教室担当者に研究協力を依頼し実施するものである。

平成14年度は、研究協議会を通して研究の概要及び方向性について検討し、その上で、教師と保護者や在籍学級担任との関係が、子どもと教師のコミュニケーション関係にどのような影響を与えるかについての資料収集と分析を行う。

知的障害教育研究部

重度知的障害教育研究室

8) 知的障害のある子どもの担任教師と関係者との協力関係推進に関する研究

－個別の指導計画の作成に焦点をあてて－

(研究の趣旨及び目的)

知的障害のある子どもの担任教師は、指導の最適化を図るために多様な情報、多様なアイデアを収集し実際の指導に生かすことが望まれる。個別の指導計画の作成のためには、担任教師と他の関係者等が協力して、実態把握による情報や指導によって得られた実践的情報を整理・統合し、指導内容・方法等を共に考え、深めていくための会議システムの検討が必要である。本研究では、担任教師と他の関係者等が協力していくための具体的な方法を明らかにすることを目的とする。

(研究全体の概要)

本研究は、二年計画とし、一年目は、課題解決型のグループワーク、ワークショップの方法論に関する先行研究の調査、アメリカの個別教育計画・我が国の個別の指導計画の作成において使用されているグループワークの方法論の分析及びグループワーク、ワークショップの方法論を応用した個別の指導計画の作成のシミュレーションを実施する。二年目は、開発したプログラムを研究協力校において実施し検討する。

中度知的障害教育研究室

9) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

平成8年に総務庁が行った「障害者の雇用・就業に関する行政監察結果に基づく勧告」では、知的障害養護学校における職業教育の充実を図るために、①高等部の職業学科の設置についてより実践的な研究を進めること、②高等部普通科の作業学習に最近の就職動向にも対応した種目を選択・導入すること、また、現場実習及び進路指導の効果を高めるために、③学校と職業安定機関及び地域障害者職業センターとの組織的な連携を確保するための仕組みを確立すること、が求められている。また、新学習指導要領(平成11年文部省)では、知的障害養護学校高等部に「情報」及び「流通・サービス」が選択教科として新設され、職業教育を充実することが求められている。

本研究は、このような職業教育と就労支援に関する時代的要請に応えるための基礎資料を得ることを目的とする。具体的には、以下の3点を目的とする。第1に、職業学科及びコース制を設けている知的障害養護学校高等部(平成12年4月現在、52校)を対象に、実態と課題を把握する。第2に、ジョブ・コーチ制を採用した産業現場等における実習の実態と今後の可能性について検討する。第3に、労働・福祉機関、親の会などと連携した就労支援ネットワークの構築について、昨年度までの研究に引き続き資料収集し、モデル化のための分析を行う。

(研究全体の概要)

研究は4年計画とし、1年目は全体の研究計画の立案及び計画実施に必要な文献・資料の収集、研究協力校、関係機関との協議・調整に充てる。2～3年目には、職業学科とコース制に関する調査と産業現場等における実習に関する調査を並行して行い、4年目にこれらの調査からの知見をまとめる。第3の目的については、1年目から神奈川県ネットワークを対象に分析を進め、さらに大阪府や秋田県などの事例を加えて、最終的に支援ネットワーク構築のモデル化を試みる。

軽度知的障害教育研究室

10) 軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、主として高等教育機関等における、軽度知的障害や学習障害等のある学生に対して、その学習困難の状態や実際の支援内容・方法を調査し、その状況を明らかにするとともに、適切な支援内容・方法の

あり方について検討することを目的とする。

なお、本研究は、これまでの「知的障害児等の生活の質を高める指導に関する研究」を主題とする一連の研究成果を踏まえて設定するもので、本研究と同様の研究は非常に少ない。

(研究全体の概要)

軽度知的障害のある学生等の状況については、文献研究とともに、大学や短期大学等を対象に調査を行う。調査は、学生の状況を基本にして、支援内容・方法や教師の対応を含める。それらの結果から得られる基礎的なデータを整理することで、支援内容・方法のあり方について検討を進める。

平成14年度は、主として大学等の教育機関における、軽度の知的障害のある学生等の状況について、資料収集を中心にして、研究を進める上で必要な基礎データを収集する。さらに、研究協議会を開催し、基礎データを整理し、研究の方向について協議する。

肢体不自由教育研究部

肢体不自由教育研究室

11) 運動に障害のある子どもの教育支援の充実と体系化に関する研究

－「開かれた学校づくり」と授業研究に焦点をあてて－

(研究の趣旨及び目的)

平成11年度から平成13年度の3年間、一般研究として(1)「運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究」及び、(2)「運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究－保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点をあてて－」に取り組んだ。

(1)では、研究協力機関の養護学校内で行われる、指導の充実を目的とした授業研究を共同で行うとともに、その方法論の検討を行った。その結果、日々行われている指導や子どもの変化について教員間や他の人々と振り返るということ自体が必ずしも十分に行われていないこと、指導の質や子どもの見方を高めていく観点と授業研究法が確立していないことが課題であることがわかった。さらに、日常の教育活動の様子が保護者に開かれておらず、学校での様子が保護者にはわかりにくい側面のあることがわかった。

(2)では、学校と地域にある他の社会資源との交流を図る方途を探ることを目的に、学齢期にある障害のある子どもの保護者からニーズの把握とこれに対応するための方策について検討した。その結果、保護者は子どもの教育や日常の暮らしについて様々な支援ニーズをもちながら、それらを必ずしも学校には提示しておらず、学校間とのコミュニケーションが十分ではないと感じている保護者が少なくないこと、またこういった実態にあること自体について教員の認識も十分でない傾向にあることも示唆された。

今後学校はこれら(1)(2)二つの側面について、同時に関連させながら教育活動の充実を図っていく必要があるが、具体策については今後の大きな課題であることが明らかとなった。

本研究では、以上の成果と課題をもとに「総合学校」や「養護学校のセンター的な機能」また「小・中学校における指導」の実際的な検討も視野に入れ、運動に障害のある子どもに対する開かれた学校づくりとそのなかで行われる授業研究の在り方と方法について検討する。なお、ここでいう「開かれた学校づくり」は、学校や教職員集団の教育活動が保護者や社会に向けて開かれ、共同で教育活動が行われていくような学校体制の構築を意味している。

(研究全体の概要)

肢体不自由養護学校、知・肢併置養護学校等を研究協力機関に依頼し、そこでの「開かれた学校づくり」の展開と、指導の質と子どもの見方を高めていくための授業研究の在り方と方法について研究部研究員が参加してともに検討を進める。また、福祉領域をはじめ他の社会資源と養護学校との連携の実際について研究協力機関に関し具体的な事例を収集して、現状と課題について検討を行う。

平成14年度には、研究協力機関において個別の指導計画の検討、授業研究への参加、保護者との面接等を通じて「授業研究」、「教育活動に関する保護者との相互理解」の実態について課題を整理する。

12) 運動に障害のある子どもへの馬の特性を活用した指導及び評価の方法に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

平成11年度から13年度「障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究—自立に向けた心身一元的な指導に焦点をあてて—」を課題に研究を行った。このなかでは、現在内外で注目を集めている、「馬の特性を活用した運動に障害のある子どもたちへの指導」の特徴と方法、及び養護学校において実施する際の可能性及び課題について、研究所での実践的研究、研究協力機関である養護学校における実践を通じて検討した。

その結果、①身体機能面の改善・開発に寄与する側面、②子どもの自発的な活動を引き出したり情緒的な安定に寄与する側面、さらにこれらを統合的に取り扱うことができる素材としての特徴のあることがわかった。これらは、「自立活動」、「作業学習」また「総合的な学習の時間」における方法あるいは素材として非常に有効な素材であることが確かめられた。さらに、実際に実施した養護学校等からは継続的な実施の必要性和希望が教員から多く聞かれた。

他方これと関連して、盲・聾・養護学校の教育における動物とのふれあいに関する実態及びこのなかでの馬との触れ合いの実態について、悉皆の調査を行った。その結果、動物との触れ合いを教育活動に位置づけている学校が予測をこえて多いこと、また馬という大型動物の障害のある子どもの教育利用に関する社会的認知度は高く、様々な機会に馬との触れ合いを指導に生かしている学校の多いことがわかった。

これらの研究・調査から、運動に障害のある子どもの教育における馬という素材の有効性について実践的な観点から注目されているが、方法の体系化や評価についてはまだ未開発な側面が多く、課題となっていることがわかった。

以上のことから、馬という素材を用いた指導の方法論と評価法について、実際の活動に即しながら体系化を検討する。

(研究全体の概要)

平成13年度までの研究の成果を踏まえながら、研究所及び研究協力機関における実践の検討を通じて引き続き教育素材としての馬の特性を利用した指導の方法論及び評価方法を検討する。教育課程における位置づけとしては、当面「自立活動」、「作業学習」、「総合的な学習の時間」を考慮して検討する。なお、研究の推進は、平成13年度までの成果の普及を実施つつ行う。

平成14年度は、子どもの状態像やねらいにあわせた指導方法の体系化と評価を図るため、研究所及び研究協力機関において指導の実践を通じて資料の収集を行う。また、外国資料の収集と検討を行う。また、平成13年度までの成果報告書刊行（指導のねらいに合わせた馬の活用例、養護学校における実践例と教育課程への位置づけ、「教育活動における動物とのふれあい」に関する全国調査結果）及び研究協力機関との成果報告会共同開催を行う。

13) 運動に障害のある子どもの意思表示支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

身体への接触を通じて自力での意思表示を支援する方法であるSTA (SoftTouching Assistance) のプロジェクト研究を通じ、運動に重度の障害のある子どもの日常生活や自立において最も大きな困難は、意思表示(しぐさ、声、表情、ことば等)の手段が稚拙であったり、一般的な表現様式と異なっているため、他者に子どもの真の内省が理解できにくく、知的にも低いと不当に判断されてしまうこと。その結果、子どもが保護者や指導者から不当に幼稚な関わりをされ、「外界に対して積極的な行動(表現活動)」を展開するための「やる気」が失われることが多い、という知見を得た。

さらに、この危険性を払拭するためには、一般的に肢体不自由を伴った重度・重複障害児と言われている子どもの動きを、「運動機能的(運動発達の)」な観点からではなく、意思の表現として評価しなければならないとの知見を得た。

本研究では、上記の知見を踏まえながら、子どもの状態像の再評価の方法とそれに基づく具体的な教育的

支援方法の開発を行う。

(研究全体の概要)

上記のSTAを中核としながら、運動に重度の障害のある子どもに対して、意思表出という観点から教育的課題を取りあげ、その状態像の評価と教育的支援のあり方を実践を通して探っていく。

現在STAを授業で行っている学校における事例、ならびに本研究所における教育相談事例等からの知見を研究協力者、研究分担者とともに多角的に検討する、というフィードバックを繰り返しながら研究を実施していく。

本年度は、研究協力校と教育相談において、新たな事例を子どもとの最初の出会ってから収集し、それらの展開について検討を行う。

病弱教育研究部

病弱教育研究室

14) 学習障害の判断に必要となる心理教育的アセスメントに関する研究

(研究の趣旨及び目的)

学習障害が公教育の中で正面から取り上げられるようになったが、現在のところ、障害の判断および指導に必要な、普遍的な心理教育的な評価方法は見当たらない。本研究では、学習障害の疑いのある児童生徒に対して、その後の教育的指導につながる判断を可能にするような心理教育的アセスメントの確立を目指す。

(研究全体の概要)

従来、学習障害については教育、心理、医療の領域で、ある共通性を持ちながらも、それぞれの専門家がそれぞれの手法を用いて障害あるいは問題の評価、診断を試みてきた節がある。また、平成11年7月に公表された「学習障害児に対する指導について」の中で評価と判断の具体的な方法は提示されていない。従って、ここ数年の間により多くの関係者が了解し、共通して用いるようなアセスメントの在り方を検討し、確立していくことが急務である。ここでは既存の手法の活用と新たな手法の開発を含めて、心理教育的アセスメントを研究する。

平成14年度は、前年度に作成した聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するの6つの領域における学習のつまづき(学習障害にたびたび認められる)のチェックリストを、より広範な対象に実施し、その信頼性と妥当性を検討する。そして、学習障害の判断と指導に不可欠な学力の評価への補完的アセスメントとして、チェックリスト標準化の方向を検討する。

15) 慢性疾患児の自己管理に関する研究 — 自立活動における評価開発に視点をおいて —

(研究の趣旨及び目的)

慢性疾患児の病気への対処行動や自己管理の実態を調査し、彼らの自己管理支援の在り方について探り、それらをもとに自立活動の指導法、評価方法について考察することを目的とする。

(研究全体の概要)

慢性疾患児における自立活動の指導の評価を、教師が評価する(外的基準)と児童生徒が評価する(内的基準)に構造化し検討する。特に、内的基準による評価に関して、尺度の開発(主観的健康統制感、「逆戻り過程」における帰属特性に関する尺度)や児童生徒の作文等の自己評価の分類に視点をおく。慢性疾患児の自己管理を支援していくために、彼らの自己効力感と主観的健康統制感との関連や疾病に対する対処行動、ソーシャルサポートとストレス反応等を調査・評価し、病状変動との関連、実際の自己管理との関連を検討し、身体的・心理的・社会的な健康の維持・増進について考察する。この過程において、慢性疾患児用の自己効力感尺度や主観的健康統制感尺度を開発・適用したい。また、「逆戻り防止」に関する内容について健康状態を維持していくための生活習慣の維持と逆戻り防止との関係を自己効力感や帰属理論の枠組みから発達段階を踏まえ検討する。

平成14年度は、健康障害における自立活動の指導の評価を、教師が評価する（外的基準）と児童生徒が評価する（内的基準）に構造化し、協力機関等の協力を得て、具体的に評価事例をまとめる。また、前年度に引き続き、慢性疾患の自己管理に関する文献研究、「逆戻り過程」における帰属特性を文献研究する。さらに、「逆戻り過程」を明らかにする尺度を試行する。

16) ターミナル期における教育・心理的対応に関する研究 —子どもとともに在る教育を目指して— （研究の趣旨及び目的）

我が国の小児がん医療は目覚ましい進歩を遂げており、近年ではおよそ70%の患児が治癒する時代となってきた。しかし、30%の子どもは先端医療の甲斐なく、亡くなっているのが現実である。

一方、進行性筋ジストロフィー、重症腎疾患など、依然として死を避けられない病を患う子どもたちもいる。

これらの重症、あるいは生の終末期（ターミナル）にある子どもに対して、教育は何を考え、実際に何をすべきなのかは、これまでの病弱教育の中では体系的には取り組まれてこなかった。この背景には「ターミナルケア」なる用語がわが国で理解され、その実践が行われるようになってまだ日が浅いこと、ターミナルケアは前提に病気の告知の問題が含まれており、現在のところ成人を対象とした実践が中心であること、そしてこれは本来医療・福祉関係者が柱となって行うことなど、いくつもの要因が存在する。しかし、医療、福祉、心理、教育、保育、および法律など、多面的・総合的な支援を目指したトータルケアが子どもに対しても必要であるという視点から、子どもの「ターミナルケア」を理解し、関係者がそれぞれの専門性をいかして取り組むことは不可避である。これは、時代と内外の動向から、まさに今、取り組むべき重要な課題と考える。

（研究全体の概要）

病弱養護学校および院内学級に在籍しているターミナル期にある子どもに対して教育がなすべきこと、教育こそがなせることは何かを探り、その実践を行うことが必要である。そのためにはまず、死を避けられない子どもの身体的・心理的過程とはどのような体験なのか、望もうと望まざるとその時を共有する教師が目前の子どもと生きるとはどういうことなのかを探ることである。そして、その生の最期まで、教師は子どもとともに在り続けることの意味とその道筋を検討していく。

平成14年度は、ターミナル期にある児童生徒への教育・心理的対応について、医療、福祉、心理、教育、保育、および法律面から文献収集を行うとともに、事例研究を行い、多面的・総合的な支援の現状と課題について整理し、検討を進める。

情緒障害教育研究部

情緒障害教育研究室

17) 通常の学級に在籍するADHD児に必要な特別な配慮に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

ADHDに関しては、近年、特に関心が高まり、緊急に取り組まねばならない課題になってきている。多くのADHD児は通常の学級に在籍していると推測され、特別な支援が必要とされているが、その指導法や支援体制についての研究・開発は必ずしも十分でない現状にある。そこで本研究部では、事例を通しながら、通常の学級に在籍するADHD児に対し、どのような「特別な配慮」が必要なのかを明らかにする。さらに、それを検討・整理する。

（研究全体の概要）

研究所における教育相談事例、研究協力機関及び研究協力者の事例を通して、ADHD児に有効と思われる具体的な配慮事項を収集し、検討を加え整理していく。

事例をもとに、臨床的な経験を体系化し、普遍化していくという研究方法を用いて、ADHDに対する実

際のかつ効果的な「特別な配慮」を明らかにしていく。

初年度はいくつかの小・中の事例を通し、具体的な情報を収集することができた。14年度はそれらを整理し、実践的な「手引書」にまとめたい。

18) 注意欠陥／多動性障害（ADHD）児の評価方法に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

近年、通常の学級に在籍する注意欠陥／多動性障害（ADHD）児への対応が注目されてきており、その教育的支援についても関心が高まっている。本研究部では、平成11年度より注意欠陥／多動性障害児に関する研究を実施してきたが、その研究をさらに発展させていくために、主として通常の学級に在籍する注意欠陥／多動性障害児を適切に評価する方法について検討していきたいと考える。

（研究全体の概要）

注意欠陥／多動性障害（ADHD）に関する研究は医学を中心として発展してきた経緯もあり、ADHDの評価に関してはアメリカ精神医学会による精神疾患の診断統計マニュアル（DSM-IV）や世界保健機構の診断基準（ICD-10）などが広く用いられている。しかし、これらの診断基準はことば使いを含めて、学校教育現場にはなかなか浸透しにくい面がある。また、ADHD児の多くが在籍すると考えられる通常の学級の教師には、ADHD児に関する知識や理解が全体的に不足している面もあると考えられる。そこで本研究部では、通常の学級に在籍するADHD児を念頭に入れ、学校教育現場で評定しやすい評価方法について検討していくこととした。これらの研究は、単に評価法（試案）として単独のものではなく、通常の学級に在籍するADHD児に対する教育方法や内容につながるものとして検討していきたいと考える。

初年度はADHDに関連する内外の文献や先行知見を集約し、その試作版の作成に向けた検討を実施してきた。平成14年度は、並行して実施している「通常の学級に在籍するADHD児に必要な特別な配慮に関する研究」と絡めて、教育の現場で実際の配慮につながるような評価内容について、教育的な視点から、試案としてまとめていく予定である。また、各研究協力機関や研究協力者に、それらの試案を実際に活用してもらい、より有効性のあるものにしていきたいと考える。最終年度は、実際にADHD児を担当する通常の学級の教師などにその試作版で評価してもらい、その有効性を検討すると共に、学種や地域を限定する形で、可能な範囲で予備調査を実施したいと考えている。

19) 自閉症児の早期教育相談に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

自閉症児に対する早期対応がその後の発達に大きな影響を及ぼすことが多くの研究で明らかになっている中で、早期教育相談の重要性は非常に大きなものとなっている。一方、養護学校のセンター化構想があり、また「21世紀の特殊教育の在り方について」の報告書において早期から教育相談の充実と教育、福祉、医療、労働など関連諸機関における連携がうたわれている。このような現状をふまえ、今後の自閉症児に対する教育相談が充実していくための課題をさぐり、その課題に対応するための方策を検討することを本研究の目的とする。

（研究全体の概要）

資料・文献の収集・整理：

初年度は、国内外の自閉症児に対する早期教育相談に関連する文献・資料を収集した。14年度は、文献・資料の収集を継続して行うと共に、これらを整理して現状や課題、実施方法などに関する文献的な検討を行う。

事例を通した研究：

本研究所における事例や研究協力者・機関における事例を通して自閉症児本人や保護者のニーズを具体的に把握すると共に、相談の経緯などから保護者支援や関連諸機関との連携、就学後の教育との一貫性の保持に関し望ましい早期教育相談の在り方について検討する。初年度は、いくつかの事例から自閉

症児の早期教育相談における課題や問題点などの情報を集めてきた。14年度は、事例研究を継続すると共に、課題や問題点に対する具体的な対応策を整理する。

重複障害教育研究部

重複障害教育第一研究室

20) 視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

障害の重い子どもの教育に携わる教師の専門性は個々の子どもとの実践を積み重ねることを通して形成されるいわゆる「実践知」によって大きく支えられている。視覚聴覚二重障害の子どもの教育に関しては、障害そのものが極めて少数であることと、近年の特殊教育諸学校における担任の持ち方や指導形態のあり方もあって、担当教師が個々に教育実践を蓄積することのみならず、教師間（学校内及び学校間）においても、個々の経験を蓄積し実践知を共有することが困難な実状にある。また専門的リソース（研修の機会や実践に役立つ具体的資料・教材等）も乏しく、専門機関からのサポートも得られにくい現状もあり、教師の専門性形成に関して極めて厳しい状況にある。

この研究では、視覚聴覚二重障害の子どもの教育に携わっている教育実践者・研究者との共同作業によって、個々の実践事例を範例として積み重ね、視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性形成に関して実際に研究することを目的としている。具体的には、ア) 視覚聴覚二重障害教育における教師の専門性の構造、イ) 個々の実践経験から専門的実践知を形成し共有していくための実際的方法、ウ) 専門的リソースの内容等に関して具体的に明らかにすることである。

視覚聴覚二重障害の子どもの教育は、コミュニケーションに関する次元、日常生活に関する次元、具体的な内容・領域に関わる次元、家族や学校・地域などでの社会生活に関わる次元など、重層的で多岐にわたる要因が相互に関係し合う場で取り込まれることから、この研究では、1) 対象事例との継続的な実践臨床活動、2) 学校コンサルテーション活動、3) 地域ネットワーク活動、のそれぞれの側面から資料を収集し整理する。

(研究全体の概要)

1. 研究主題に関する内外の情報収集を行い、専門的リソースの具体的な内容を明らかにする。
2. 対象となる子どもや家族との教育実践を進め、個別的具体的資料を収集する。
3. 特定の学校、施設等機関へのコンサルテーション活動を定期的に進め、教師集団における専門的な力量形成（教師間の実践知の共有化）に関する有効な介入のあり方について、実践的資料を収集する。
4. 対象となる子どもや関係機関を核にしたローカル・ネットワーク構築のための具体的なプロジェクトを試行し実践的資料を収集する。
5. 収集した情報、資料を集約・整理し研究成果を取りまとめる。

3年計画の2年次にあたる平成14年度も、本研究所における教育相談事例と5つの研究協力機関における事例に関する行動観察及び学校コンサルテーション活動によって資料収集を進め、研究協議会等を通じて研究実施状況を集約・整理する。

重複障害教育第二研究室

21) 重複障害児の感覚機能の評価と、評価に基づく指導内容に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

障害の重度化・重複化が進む中、感覚障害を伴う重複障害児の数が増えてきている。

例えば、京都市立呉竹養護学校（肢体不自由）においては、視覚障害を伴う重複障害児は全校生徒182人の15%、聴覚障害を伴う重複障害児は2%、視覚と聴覚の両方に障害のある重複障害児は2%で、計19%にのぼる。すなわちほぼ5人に一人が感覚障害を有している。

視覚と聴覚は、「コミュニケーション」と「環境の把握」における最大の窓口である。

この「窓口」を通して来る情報がどの程度、その子どもにとって機能しているのかを把握することは、子どもにわかりやすい「コミュニケーション」と「学習環境の整備と教材の工夫」を支える必須条件である。

しかし、他の障害（運動機能、知的障害、他の感覚障害等）を併せ有するため、重複障害児の感覚評価はコミュニケーションの問題から困難であり、教育現場では有効な評価方法がなく、「測定不能」と処理されていた。

- 1 視機能評価については、過去3年間の研究「重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究」により、有効な方法を明らかにしてきた。これらの視機能評価の方法を、本研究においては、特殊教育諸学校において教員が実施できるものに改良し、さらには、その評価結果を、見え方に配慮した学習環境の整備、指導内容の開発、そしてコミュニケーション方法の選択・工夫に有機的につないでいくことを研究する。
- 2 重複障害児の聴覚機能評価については、特殊教育諸学校において教員が行える評価方法の整備に向けて、本研究で開始する。

(研究全体の概要)

- ① 研究協力機関における、視覚および／あるいは聴覚障害を併せ有する児童生徒の実態とニーズの把握
- ② 重複障害児の視機能評価方法の整理
- ③ 研究協力機関における、研究者と教員による重度・重複障害児の視機能評価の実践
- ④ 評価結果に基づく、コミュニケーション方法の選択と工夫、環境の整備と指導内容の開発、その実践と検討
- ⑤ 重複障害児の聴覚機能評価方法の整理

平成14年度は、3年間の研究の土台をつくることを目的とし、上記①、②に主たる焦点をあてて基礎的な調査と整理を行う。なお、③、④については一つの協力機関にまず絞って実際の取り組みを集中的に行い次年度からのより多くの機関における実践研究につなげていく。

22) 感覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成の機序に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成については以下のことが指摘されている。

- ① 視覚の障害のために外界の事物・事象との因果関係理解が初期の段階において特に困難であり、知的障害があるためにその期間がさらに長く続く。
- ② したがって、自己の能動的働きかけと環境との相互作用による学習の機会・経験において量・質ともに制限が生じ、これらを総合した概念的枠組みづくりに困難をもつ。

このように、障害が重複していることによる概念の枠組みづくりへの影響は、複雑な様相と困難さを有する。このことは、聴覚障害と知的障害のある重複障害児においても同様と考えられる。その結果として、感覚障害のある知的障害児は本来持っている能力よりも低い活動や行動の状態を示し、より重度の知的障害があるととらえられやすい。また、重複障害児では子どもの示す活動のレパートリーが限られているため、どの程度の概念理解のレベルにあるかを把握することが難しい。

重複障害児の概念形成のプロセスを明らかにしその実態を個々に把握することは、指導計画作成や指導内容の選択、教育課程編成における基本であり、教育現場における重要な課題と考える。本研究では、視覚障害と知的障害のある重複障害児の物の永続性から比較・系列概念までの概念形成の機序について実際に検討し、実態把握のための評価指標を試案することを目的とする。また、聴覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成に関する課題についても整理したい。

(研究全体の概要)

具体的には、以下の点について資料・情報を収集し、整理・分析する。

- 1 視覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成とその評価法に関する整理・分析

- 2 視覚障害と知的障害のある重複障害児の物の永続性から比較・系列概念に関する活動・行動に関する資料収集・分析
 - 3 物の永続性から比較・系列概念発達の評価指標に関する整理・分析
 - 4 聴覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成に関する事例的検討
- なお、平成14年度は上記の1および2を中心に研究をすすめる。

重複障害教育第三研究室

23) 肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

肢体不自由を主とする重複障害児は、運動の障害や健康面の障害を呈し、また視覚や聴覚など感覚の障害を併せ有する場合もある。そのため自発的な探索活動が制限され、持続して環境とかがかわることが困難となり、環境との相互作用が円滑に行われなことが多い。

しかし、障害がどんなに重度であっても、子どもは環境から自分にとって意味のある情報を主体的、選択的に探索し、検知し、その意味を確かめ、自らの行動を調整しようとしている事例研究が報告されるようになってきた。

人を含めた生活体が、環境から情報を得て行動を調整しようとする際に、いわゆる感覚だけでなく、運動を含めた全身の知覚システムによることが生態心理学の研究においても明らかになりつつある。

一方、教育現場では、従前の「養護・訓練」の影響から、感覚と運動をそれぞれ別の機能として考え、障害の状態を把握し、自立活動の指導を考える傾向が強い。この点について、学習指導要領の解説の中でも、「環境の把握」について、障害が重度・重複している場合、感覚面と運動面を一体化して総合的に把握することの必要性が述べられている。

本研究において、肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する基本的考え方について、事例研究を通して实际的に明らかにし、これらの子どもたちにかかわる教師や指導員、保護者などのかかわり方や、教材教具の工夫を含めた生活環境の改善についての基本的視点を吟味することを目的とする。

(研究全体の概要)

- 1) 肢体不自由を主とする重複障害児に対する教育実践を実施する。対象児は、当研究所教育相談来談児、研究協力機関在籍児、並びに国立久里浜養護学校在籍児の中から、継続的な関わりが可能と思われる数名とする。研究協力機関へは、研究分担者が定期的に訪問する。
- 2) 上記の教育実践の過程で、子どもとの係わり（子どもの環境との相互作用のあり方や援助の仕方）を記録し、吟味する。個々の子どもの環境との相互作用の状況を分析し、子どもが検知している意味のある情報を明らかにするとともに、子どもの興味・関心に応じた教材教具を工夫し、学習や生活の環境の改善点等を検討する。

平成14年度は、本研究所教育相談センターでの教育相談事例及び研究協力機関における指導事例を通して実践的研究を進める。教育相談事例については、研究分担者が保護者の了解を得ながら、対象児個々の実態に応じた試みの指導を通して教育実践を行う。また、研究協力機関における指導事例については、研究分担者が各研究協力機関を定期的に訪問し、指導場面を参観しながら研究協力者と対象児個々の実態に応じた指導課題及び指導方法について協議を行う。

情報教育研究部

教育工学研究室

24) 障害のある児童生徒の自立的活動を支援する「教育用支援デバイス」の開発と普及

(研究の趣旨及び目的)

障害のある児童生徒が主体的に活動をするためには、自分で外界に働きかけたり、外界からの情報を理解

できる形で取り入れたりする手段が提供されなければならない。近年、学校教育の中で、福祉用具あるいは支援機器を活用して、児童生徒の主体的な活動を行わせようとする実践が注目されている。例えば、運動機能に障害のある児童生徒に対して、VOCAを使って意思を伝達させたり、特別なインターフェースや障害に応じた操作スイッチを介して玩具、電子機器へのアクセスを実現させることで、児童生徒が周囲の環境に自ら働きかける活動を実現させた実践等が報告されている。また、時間の概念を理解したり、次に何を行うのかを理解しにくい知的障害のある児童生徒に対して、視覚的な手がかりを利用した時計（例えばQuarter hour watchなど）の使用なども報告されはじめている。

教育工学研究室でも、WING-SKや、電子機器の操作支援デバイスの開発を行ってきた。本研究では、教育活動における支援機器を「教育用支援デバイス」として教材教具とは別に整理・体系化し、障害のある児童生徒の自立的活動を促すという観点から、それらのニーズを定量的に把握し、実際的な開発研究を行うことを目的とする。体系化においては、全ての障害を対象分野とするが、具体的な開発の対象は、早急なニーズが認められる肢体不自由教育分野と知的障害教育分野とする。

（研究全体の概要）

- 1) 既存の福祉用具、障害補償機器、支援機器の「教育用支援デバイス」としての体系化
- 2) 障害のある児童生徒の自立的活動における教育用支援デバイスの定量的なニーズの把握
- 3) 周囲の環境に働きかける活動を支援する電子機器操作支援デバイスの製作、改良
- 4) 自己のスケジュール管理など知的障害を支援するデバイスの開発
- 5) 教育用支援デバイスに関する潜在的な開発ニーズの検討

平成14年度は、これまでに開発した支援デバイスの実践での評価を経て、研究のまとめを行う。

情報教育研究室

25) 高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成する教育内容・方法に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

近年、インターネット等の新しい情報手段が急速に普及し、さまざまな領域で広範に利用されるようになってきた。それに伴い、これらの新しい情報手段等を利用して、日常生活におけるさまざまな場面で必要な情報を適切な仕方でも活用していく力を育てることが重要となってきている。障害のある子どもの教育においても、このような「情報を活用する力」をどのように育てていくかということが重要な課題となってきている。

しかし、情報に関する教育において、それぞれの障害の特性に応じてどのような取り組みが必要であるかということは、まだ十分に整理されているとはいえない。また、特殊教育諸学校等の小学部、中学部、高等部の各学部において、どのような取り組みを行うことが有効かということについても必ずしも明確になっていない。

このような認識から、本研究では、障害のある子どもの情報に関する教育の進め方について、研究協力機関の協力のもとに、その現状と課題を整理し、今後の取り組みの方向性を明確にすることを目的とする。

（研究全体の概要）

本研究では、研究協力機関の協力のもとに、次の事項について検討を行う。

- ① 障害の特性に応じた情報に関する教育の進め方について
- ② 小学部・中学部における情報に関する教育の内容及び方法について
- ③ 高等部における情報に関する教育の内容及び方法について
- ④ 移行教育における情報に関する教育の役割について

平成14年度は、各研究協力機関で実施する情報教育に関するモデルカリキュラムについて検討し、その試行結果の評価を行う予定である。

教育相談センター教育相談研究室

28) ライフサイクルに応じた一貫性のある教育相談支援

－家庭養育から学校教育に至る教育相談活動を中心に－

(研究の趣旨及び目的)

当センターでは、平成12年度に全国の特殊教育センターを対象に、相談体制や諸機関との連携について調査を行った。この結果からは、早期教育相談を行っている機関が少なかったこと、LDやADHDに関する相談が多くなっていること等が分かり、相談者のニーズに応じた適切な機関を紹介できるシステムなど関係諸機関とのネットワークの構築等が課題としてあげられた。「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」では「教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制を整備する」という必要性を述べている。これまで就学以前の対応については調査結果からも分かるように教育の分野が果たしてきた役割は少なく、障害児に対して一貫した対応がなされているとは言い難い。

そこで本研究では、ライフサイクルに応じて一貫性のある相談支援体制を構築する上で地域の特殊教育センターが求められている役割や、ネットワークを構築していく際の配慮を明らかにすることを目的とする。当面は、ライフサイクルの中でも乳児期から小学校への移行期までを中心として、機関間の連携の状況や早期教育相談、就園・就学相談の内容を明らかにする。

(研究全体の概要)

上記の研究目的を明らかにするために、以下のような情報を収集し検討する。

- ① 先進的に早期教育相談や就学相談の実践を行っている特殊教育センター等を訪問し、早期教育相談や就学相談の対応がどのように行われているのか、その実状を調査する。
- ② 早期教育相談や就学相談の実際について、特殊教育センター等がどのように地域の関係機関や特殊教育諸学校との連携をとり、ネットワークを構築しているのかの情報を収集する。
- ③ 特殊教育センター等における早期教育相談の事例、就学相談の事例について、研究協力者の協力を得て、情報を収集する。
- ④ 上記の①～③を分析・検討することによって、特殊教育センター等における学校教育までの相談活動の在り方やネットワークの構築について検討する。

平成14年度は、研究協議会の開催及び研究協力機関等の訪問を行い、小学校移行期までを中心とした教育相談事例(機関間の連携や就学相談等)の収集・分析を行い、検討する。さらに、これらの内容を報告書にまとめ、関係諸機関に配布する。

分 室

26) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

平成9～11年度に実施した一般研究「自閉症児・学習障害児の社会性の発達に関する研究」で残された問題、特に社会的認知能力の特異性に関する問題をさらに多面的に追究し、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の自閉スペクトラムの児童生徒の社会性の問題を補完することを目的とした複数の教育的支援の方法・内容について、実践的研究を通してその指導過程を検討する。研究の遂行に当たっては、文部科学省の「21世紀の特殊教育の在り方について」で提言されている、①高機能自閉症児等への教育的対応に関する調査研究を行い、判断基準等について明らかにするとともに、効果的な指導方法や指導の場、形態等について検討する必要があること、②高機能自閉症児への教育と心因性の情緒障害児への教育の違いを考慮しつつ、両者に対する教育的対応の在り方を見直していく必要があること等を踏まえることとしたい。

(研究全体の概要)

これまでの研究から、自閉スペクトラムの児童生徒、及び学習障害児の一部にも認められる社会性の発達の未熟さや歪みの問題は、他者の欲求や行動の意図を察知する能力、いわゆる社会的認知能力の特異性が、その基盤にあるらしいことが明らかになっている。本研究ではまず、認知課題や動作課題をはじめとした多角的アプローチにより、社会的認知能力の特異性の本質について、言語的側面及び非言語的・身体運動的側面から検討する。次に、これらの検討結果を踏まえ、ゲームや競技を通じた対人的スキルの獲得や、社会技能訓練、社会的ストーリー技法など、社会性を育てることを目的とした様々な方法について、成功事例だけでなく失敗事例をも含め、その指導過程を分析し、社会的認知能力の問題点を補う望ましい教育的支援のあり方について検討する。

平成14年度は、高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、心因性の情緒障害それぞれの社会性の問題の特質（差異）を分析するとともに、それぞれの障害の児童生徒への指導の方法と内容について検討する。

27) 高機能自閉症児等への教育的支援 —自閉症教育の充実に関する効果的な研修の在り方について—

(研究の趣旨及び目的)

平成12～13年度に実施した一般研究「通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究」において、通常の学級で自閉性障害児を指導する学級担任の悩みは、①学力が低いほど学習の困難さの問題で指導に強く悩んでいること、②授業中の行動上の問題では学力の高低に関係なく対応に苦慮していること、③生活場面では行動上の問題で対応に苦慮していることが明らかになっている。更に学級担任が必要としている支援は、①学習場面では、学力が低いほど個別の支援者や教材作成者が必要なこと、②行動上の問題に関しては、学力の高低に関係なく自閉症教育の研修の必要性や、指導の手引書を必要としていることが明らかになっている。

そこで、この研究の残された課題、特に通常の学級担任が必要とする自閉症教育の研修に関する問題を、通常の学級に在籍する高機能自閉症児への教育的対応に焦点を当てながら検討する。

(研究全体の概要)

各都道府県・政令指定都市の教育センターにおいて、通常の学級担任を対象にした5年次・10年次研修や、障害児理解研修講座等の実態調査を実施し、自閉症教育の研修に関する全国的な動向を調査する。さらに、高機能自閉症成人らと関わりのある専門家（医師、大学研究者等）から、高機能自閉症の成功要因に関する聞き取り調査を実施し、成功要因からみた通常の学級担任への自閉症教育の研修の在り方を検討していく。

平成14年度は、上記の調査を実施する予定。さらに、比較的困難を克服してきたと考えられる高機能自閉症児の成功要因を事例的に明らかにするとともに、自閉症教育の効果的な研修の在り方を踏まえて、高機能自閉症児らへの学校教育の対応を検討していく。

(2) プロジェクト研究

研 究 課 題	研究期間	研究代表者等
1) 学習障害児の実態把握, 指導方法, 支援体制に関する実証的研究	11~14年度	原 仁 (病弱教育研究部長)
2) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的な研究—自立活動を中心に—	12~15年度	後上 鐵夫 (重複障害教育 研究部長)
3) 多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実際的な研究	12~14年度	渥美 義賢 (情緒障害教育 研究部長)
4) マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究 開発	13~15年度	中村 均 (情報教育研究部長)
5) 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的な研究	13~15年度	宍戸 和成 (聴覚・言語障害 教育研究部長)
6) 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究	13~15年度	滝坂 信一 (肢体不自由教育 研究部室長)
7) 多動などの行動上問題のある児童への特別支援教育の在り方に関する研究	13~14年度	渥美 義賢 (情緒障害教育 研究部長)

● 研究の概要

1) 学習障害児の実態把握、指導方法、支援体制に関する実証的研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究所では、これまで特別研究「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導方法の研究」(平成3年～6年度)、「学習困難児の指導方法に関する実証的研究」(平成7年～10年度)を通じて、学習に困難を示す児童生徒の理解や指導方法等について検討してきた。今後は、それらについて継続的発展的に研究を進め、特異な学習困難の評価票の標準化、各学校での学習困難を示す児童生徒の実態把握、指導方法ならびに支援体制の構築等を目指す。

(研究全体の概要)

次の5つの観点から、研究を進める。

(1) 学習障害の判断・実態把握基準の検討

特異な学習困難の評価票の標準化、及び学内委員会の編成などを行う。

(2) 専門家チームによる判断・実態把握基準の検討

専門家チームの設置と編成、及び判断方法の試行を行う。

(3) 研究協力校における、学習障害児に対する教育的対応の改善方法についての検討

個別の指導計画の作成、及び指導の場の検証を行う。

(4) 研究協力校における学習障害児の支援体制の検討

校内での支援体制作り、及び校外の専門家による支援と連携の検証を行う。

(5) 都道府県内の支援体制の検討

通級指導教室、特殊学級、養護学校、教育センター等の活用方法の検証を行う。

平成14年度は、

- ・研究協力校での実証的研究の評価とまとめ、通級指導教室を柱にした支援体制の評価とまとめ
- ・中学校での支援の在り方の検討の評価とまとめ
- ・通常学級での支援と指導の可能性と検討とまとめ—学習障害の判断・実態把握の方法と基準及び専門家チームの役割

の検討のまとめを行う。

2) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究

—自立活動を中心に—

(研究の趣旨及び目的)

盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の改訂により、従来の「養護・訓練」が新たに「自立活動」に改められ、その自立活動の指導に当たって個別の指導計画を作成することが求められている。

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための教育活動であり、この領域をどのように指導していくかは、教育現場での実践を通じての検討が急務の課題であると考えられる。

自立活動の指導を行うに当たって、各学校では、これまでの養護・訓練における指導で積み上げられた蓄積を生かしつつ、指導計画に基づいたさらにより広い観点からの創意工夫ある指導のあり方を、具体的に探っていく必要がある。

本研究では、新学習指導要領の大きな改善事項である自立活動に焦点を当て、総合的に「生きる力を育む」教育活動に関する実際的な検討を行う。

(研究全体の概要)

今年度は3年目であり、昨年度の研究の体制整備及び研究デザイン検討をうけ、研究を継続する。

1 自立活動の指導の場に関する状況についての実態調査の実施

- (1) 各学校において、自立活動を実際にどのように取り扱おうとしているか、担当する教員の専門性をどのように捉えてどのように配置していこうとしているか、現状を調査し、実情を把握する。
 - (2) 現在取り組みを進めている研究協力校等における自立活動に係る教育課程編成及び教育活動の展開に関する状況を実地調査する。
- 2 子どもの実態に即した自立活動の指導に関する実践事例研究の実施
 - ・研究協力校等における実践事例に基づき、自立活動の指導計画および個別の指導計画の作成、自立活動の指導のあり方を検討する。
 - 3 個に応じた教育活動の展開に関する学校システムの研究
 - ・個に応じた指導を充実させるため教員の創意工夫を生かす学校システムを検討する。
 - 4 特殊教育諸学校の今後のあり方に関する研究
 - ・現在取組を進めている先進的な自立活動の指導に基づいて、その専門性を生かした今後の盲・聾・養護学校のあり方について考察する。

3) 多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

情緒障害児の教育的処遇は、早期から高等学校にいたる過程で、通常学級、通級指導教室、特殊学級、養護学校の間での移行を経験することが多く、その指導方針に一貫性を持たせることが困難な状況が少なからずみられる。一方、情緒障害児の教育は、その効果の発現には時間がかかることが多く、教育の成果の長期間に亙る積み重ねが重要であるため、長期的な展望と一貫した指導方針が必要とされる。そこで、教師の交代や移行があっても一貫性や継続性が保持されるために必要なことがらを明らかにし、その実現に必要な具体的な方法の開発を目的とする。

(研究全体の概要)

本研究は、平成8年度から10年度にわたって行った特別研究「自閉症児の早期療育・教育における連携システムに関する研究」の成果を引き継ぎ、さらに発展させていく方向で実施する。すなわち、早期においては各療育施設、医療、福祉関連機関等の社会資源を活用することが多いが、それらの機関同士及び就学後の小学校が連携し、相互に情報や意見を交換して、同時に他機関での対応を受けても、また、移行の際にしても、受ける療育や教育に一貫性を保持していけるような情報の交換と蓄積のシステムとして、仮称「拡大版母子手帳」を試作した。これを就学後そして社会への移行の時期まで広げ、個別の指導計画と効果的にリンクさせる方向性で研究を進める。当然、個別の指導計画の作成に際して、過去の情報を生かしながら作成時点の実態を適切に把握する方法、それに基づいて指導計画をどのように立てるか、どのように実践するのか、一定期間毎の評価をどのようにするのかについても検討し、できるだけ具体的な方法を開発していくことを目指す。

平成14年度は、試作した「拡大版母子手帳」を研究協力者・機関などで広く試用し、その結果をまとめて、連携における有効な使用方法や改良点を明らかにし、報告書にまとめる。

4) マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発

(研究の趣旨及び目的)

近年の情報技術の発展に伴ってマルチメディア技術が急速に普及するようになってきた。マルチメディアは、教育において新たな可能性をもたらすものとして期待されており、特殊教育においても障害のある児童生徒の学習及び指導に新たな可能性をもたらすものと考えられる。本研究では、マルチメディア技術をどのように活用すれば、障害のある子どもにとって有益なものにすることができるかということについて検討を行うことを目的としている。

(研究全体の概要)

本研究では、次の3つの研究課題に沿って研究を行う。

1) 障害のある子どものマルチメディア利用環境の改善に関する検討

障害のある子どもがインターネット及びマルチメディア教材を利用する場合の入出力を含む利用環境の改善に関する検討を行う。

2) 特殊教育におけるテレビ会議システムの利用に関する検討

国立特殊教育総合研究所、特殊教育センター、特殊教育諸学校、特殊学級等の間で、テレビ会議システムを利用し、特殊教育の場への支援の可能性と配慮すべき課題について検討する。

3) 特殊教育におけるビデオ・オン・デマンドシステムの利用に関する検討

ビデオ・オン・デマンド (VOD) システムの特殊教育における利用の可能性と配慮すべき課題について検討する。

平成14年度は、2年目にあたり、上記課題ごとに構成された研究班により、機動的に研究を進める。

5) 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究

(研究の趣旨及び目的)

特殊教育諸学校や特殊学級においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することが求められている。特に今回の改訂によって導入された自立活動や総合的な学習の時間をどのように意義付け、どのように実施し定着を図っていくかが教育課程上の課題となっている。

ところで現在、特殊教育諸学校の教育課程は、基本的には、幼稚部については、幼稚園に準じた領域と自立活動で、また、小学部・中学部・高等部については、小学校・中学校・高等学校に準じた各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に加えて自立活動で編成されている。また特殊学級も、必要がある場合は、盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成することができることとされている。しかし、どのように準じるのか、どのような特別の課程が望ましいのか、教育関係者の間で種々論議がなされてきている。このことについてはまた、各学校・学級が障害のある子どもの「生きる力」ということをどのように捉え、教育指導を行うかということとも大きく関係しているように思われる。

このような状況を踏まえるとき、学校教育の目的・役割は何かということをおきながら、改めて特殊教育における教育課程の基本的あり方を整理するとともに、どのような教育内容をいかに編成し、提供することが望ましいかを再検討する必要がある。

(研究全体の概要)

- ① 全国の特殊教育諸学校の一定数をサンプリングし、調査(郵送によるアンケート調査及び訪問調査)を行い、各学校における教育課程編成の基本的方針、編成・実施の現状(個別の指導計画、交流教育を含む)と課題を探る。
- ② ①の調査をもとに、特殊教育の目的・役割がどのように捉えられているか(教育観・障害者観)を探るとともに、障害のある子どもの「生きる力」についての理解の現状を整理する。
- ③ ①、②の研究を通じ、特殊教育における評価について、今後のあるべき方向性を探る。

平成14年度においては、次のような実施計画を立てている。

- 1 平成13年度に実施した教育課程に関する国内調査(アンケート調査)の集計、および、第2次国内調査の計画と実施
- 2 平成13年度において収集した国外情報(米・英・独・仏・伊各国の情報)に基づく外国調査の計画と実施(調査対象国は5カ国から選定)
- 3 研究分担者および研究協力者による種々の教育現場への訪問調査(国内)
- 4 研究分担者による定例会
- 5 研究分担者と研究協力者及び研究協力機関の協力者による全体研究協議会および班別・部会別会議の開催

6) 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究

(研究の趣旨及び目的)

平成10年の中央教育審議会答申以来、特殊教育諸学校が単に校内において在籍する児童生徒の教育を行うだけでなく、これまで蓄積してきた特殊教育に関するノウハウを活かし、地域において障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を担う機能を整備する必要性が指摘されてきた。そしてそれは、新学習指導要領に記述されることになった。本研究では、なかでも教育相談機能に焦点をあてながら、どのように「センター的機能」の具体的な展開をしたらよいかについて開発的な研究を行う。

(研究全体の概要)

- (1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源について整理する。
- (2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容について整理する。
- (3) 障害のある子ども、保護者や家族のもつ支援ニーズを整理する。
- (4) センター的機能を実施する学校内システム、職員配置の検討。
- (5) 他の社会資源とのネットワークをどのように構築したらよいかについて検討する。
- (6) 特殊教育諸学校が「センター的機能」をもつための要件を検討・整理する。

平成14年度は、研究協力機関における継続的な「センター的機能」の開発、全国盲・聾・養護学校調査の集計と分析、全国調査結果に基づく先駆的取り組み校に対する二次調査及び知的障害・肢体不自由・行動障害に関する外国調査（感覚障害に関しては平成13年度に実施済み）を行うとともに、平成13年度に実施した調査等研究成果の一部を学会、研究所ホームページ等で公表する。

7) 多動などの行動上問題のある児童への特別支援教育の在り方に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、文部科学省の『21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）』で述べられているADHD児、高機能自閉症児などへの教育的対応の在り方に関する提言を受けて実施する研究である。平成13年度から開始された「特別支援教育の在り方に関する調査研究」に関連させて、喫緊の課題であるADHDや高機能自閉症など行動上の問題のある児童生徒の実態を把握し特別支援教育の在り方を検討することを本研究の目的としている。

通常の教育の場面で生じやすい行動上の問題（多動、指示に従えない、自己コントロールができない、不注意等）のために支援を必要とする可能性のある児童生徒について実態を調査するとともに、支援ニーズがどのようなものでどの程度あるかについても調査する。また、諸外国における教育的対応の実態について情報を収集・整理し本邦の実態と比較検討して我が国における支援のあり方を考察する。

このような研究成果をまとめ、多動等の行動上問題のあるADHD、高機能自閉症等の児童への特別支援教育の在り方を検討するために必要な基礎的資料を作成する。

(研究全体の概要)

通常の学級においては、ADHD、高機能自閉症等の児童とも、しばしば多動、注意集中困難、大声、離席、といった学習場面にそぐわない行動を示すことがあり、通常の学級担任は、そうした児童の行動面の問題で指導上の困難を感じている（廣瀬ら、2001；是枝ら、2001）。本研究では、そうした行動上の問題について、その実態と配慮もしくは支援のニーズを把握し、実際的な支援の可能性についても検討する。具体的には協力の得られる一県の小・中学校の通常の学級担任全てを対象とした悉皆調査を行う。踏査は一次と二次に分け、一次調査では行動上の問題で支援のニーズがある可能性のある児童生徒の概略を把握し、二次調査では一次調査において支援のニーズがあるとされた児童生徒の一部に対して聞き取りも含めた詳細な調査を行う予定である。

また、欧米を中心としてADHD、高機能自閉症など、通常の学級において行動上の問題のある児童生徒に対する教育的対応の実態について情報を収集し、我が国における対応を検討する際の基礎的な情報となるように整理してまとめる。

これらを総合的に検討し、通常の学級に在籍する行動上の問題のある児童生徒の実態と配慮もしくは支援のニーズを明らかにし、諸外国における実態などとの比較検討を行う。

平成14年度は、6月までに青森県の小・中学校を対象として、心理・行動面の問題で支援を必要とする児童生徒について一次調査を行い、その実態の概要を把握する。その結果に基づいて、より詳細な二次調査を9月から12月の間に行って、詳細な実態を把握する。この二次調査においては支援の試行も行ってその有効性についても明らかにしていく。この結果を報告書にまとめる。

(3) 国内調査研究

調 査 課 題	研究期間	担当研究部等
1) 全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査	13～14年度	聴覚・言語障害教育研究部
2) 特殊教育における情報教育に関する総合的実態調査	13～14年度	情報教育研究部
3) 病弱養護学校および院内学級における心身症等の児童生徒の教育 - 「心身症など行動障害」に括られる児童生徒の実態と教育・心理的対応-	14～15年度	病弱教育研究部
4) 訪問教育の実際に関する実態調査	14～15年度	重複障害教育研究部

● 調査の概要

1) 全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査

(調査の趣旨及び目的)

聴覚・言語障害教育研究部では全国の難聴・言語障害学級及び通級指導教室を対象とした実態調査を昭和48年から平成8年まで5, 6年ごとに実施してきた。継続的な統計資料として難聴・言語障害教育担当者はもとより、研究者、親の会、福祉・医療関係者からもニーズの高い実態調査である。本調査結果によって、難聴・言語障害教育の教育内容・方法等の実態や課題が明らかになると同時に、難聴・言語障害教育の充実・発展に資する研究課題設定上の貴重な基礎資料を得ることができると考える。

今回の調査は、①障害別指導対象児数や指導内容など、これまで実施してきた調査項目について継続的な資料を得る、②難聴・言語障害教育の今日的課題（個別の指導計画の作成と展開、通常の学級や聾学校等との連携、早期からの教育相談の実施など）を明らかにする、③指導対象児や指導内容等の経年変化を明らかにする、等を目的とする。

(研究全体の概要)

平成13年度は、①調査用紙の作成、②全国の難聴・言語障害学級及び通級指導教室（調査対象：1883校）に発送、③調査用紙の回収と結果の集計・分析、④研究協議会での協議等を実施した。

平成14年度は、研究協議会での協議をもとに、調査結果を考察し、研究報告書を作成する。報告書は全国の難聴・言語障害学級及び通級指導教室等、関係諸機関に発送する。

2) 特殊教育における情報教育に関する総合的実態調査

(調査の趣旨及び目的)

政府のミレニアム・プロジェクトに教育の情報化が取り上げられ、特殊教育を含めた「学校教育の情報化」は、2005年までにすべての教室にコンピュータとプロジェクタを指導用に整備する目標を掲げるなど、従来の特別教室や特定の教科での情報活用能力の育成からの転機を迎えつつある。情報教育研究部（旧：教育工学研究部）では、これまで、特殊教育諸学校を主たる対象として、特殊教育における教育工学についての実態の把握と今後の展望を得る目的で3～5年ごとに調査研究を実施してきたが、13年度が前回の調査から3年目となる。また、13年度はコンピュータ等の情報機器の活用が全ての学校において行われることから、こ

の時期をとらえて、機器、教材、支援機器、あるいは特殊教育用コンテンツの活用実態を把握することによって、新しい情報機器等の整備に大きく貢献する知見が得られるものとする。

(研究全体の概要)

調査は2段階で行う。第一段階は、郵送により質問紙を送付して回答を求める方法で、これは全国の特級学級(抽出)・通級教室と特殊教育諸学校を対象に行う。内容は、コンピュータやネットワークなどの情報機器、支援機器、あるいは特殊教育用コンテンツの活用実態について、その分量と機能の程度を定量的に把握するものである。第二段階は、各学校種別で2校ずつ(特級学級は各種別で1校)を選定し、学校訪問による実態調査を行う。内容は、整備されている機器などが実際に、どの程度効果的に利用されているのかを把握する。

平成14年度は、回答の集計・分析に加えて、実地調査を行い、考察した研究の成果を公開する。

3) 病弱養護学校および院内学級における心身症等の児童生徒の教育

— 「心身症など行動障害」に括られる児童生徒の実態と教育・心理的対応 —

(調査の趣旨及び目的)

平成6年に通知された「病気療養児の教育について」は病気療養児の実態調査および院内学級の設置への取り組みに拍車をかけ、その成果は実績として顕われている。その中で、心身症など行動障害(平成9年までは精神・神経疾患の分類)が占める割合は年々増加の一途にあることは、地域差を認めながらも、全国的な動向として顕著である。この現状の下、病弱教育に携わる教員から、心身症、不登校、あるいは行動問題を示す児童生徒への教育的対応にいかにか苦慮しているかの声を、折に触れて聞く。

平成13年度全国病類調査(全国病弱教育研究連盟他、2001)は、小学部では6.2%、中学部では23.6%、そして高等部では24.9%の生徒が「心身症など行動障害」の診断分類を持って在籍していることが把握された。そして、この数値は過去10年漸増傾向にある。

医学的には心身症の病態とはかなり多様なものを含んでいる。従って、「心身症など行動障害」と括られる病態や状態はさらに多種多様であると考えられ、この病類の下で在籍している児童生徒の実態は正しく把握されていないのが現状である。当然ながら、それぞれの児童生徒への教育的対応や指導についても教師や学校が参考にできる指針は提示されていない。

そこで、本研究では、これらの児童生徒が抱える身体上、心理社会上、そして教育上の課題を明らかにし、実態把握を基に、今後の教育・心理的な指導と対応についての検討を行い、その方向性を提言することを目的とする。

(研究全体の概要)

全国病弱養護学校95校、並びに病弱・身体虚弱特級学級数のうち、かかる児童生徒が在籍すると考えられる院内学級、計およそ800学級を対象に、「心身症など行動障害」に病類の児童生徒について、その身体上、心理社会上、並びに教育上の実態、および指導・対応上の課題に関するアンケート調査を行う。また、慢性疾患あるいは肥満等の、他の病類で在籍している児童生徒のうち、心身症的病歴および不登校経験を持つ者についての実態も把握する。これらの結果をもとに、教育の中でなされる指導、および心理面での対応について検討する。

4) 訪問教育の実際に関する実態調査

(調査の趣旨及び目的)

養護学校における訪問教育は、昭和40年代から各都道府県において「訪問指導」として徐々に実施され、昭和54年度の養護学校教育の義務性実施に伴い、教育形態の一つとして、制度に位置づけられた。障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭、社会福祉施設、病院等に教員を派遣して教育を行っているが、訪問教育の対象となる児童生徒の障害の状態の多様性、教育環境の制約、担当教員と校内の支援体制、関係機関との連携など、訪問教育独自の課題を抱えている。

平成7年度に重複障害教育研究部は、訪問教育の創意工夫点を探り、訪問教育担当者間の情報交換を進めることを目的として「訪問教育の実際に関する調査」を実施し、報告書を作成・配布することにより、それぞれの実状や創意工夫に関する情報を共有し、訪問教育担当者のネットワークづくりを試みた。

義務教育段階の訪問教育の整備・充実が進む中、平成9年1月の特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の第一次報告において、盲・聾・養護学校高等部の拡充整備と訪問教育の実施が提言された。これを受けて、平成10年度から高等部訪問教育が試行的に実施され、平成12年度から盲・聾・養護学校高等部の新学習指導要領に訪問教育に関する取り扱いが明示されたことに伴い、完全実施されることになった。本研究の目的は、次のとおりである。

- 1) 訪問教育の現状と課題を把握する。
- 2) 調査報告書を全国の訪問教育実施校に配布し、訪問教育担当者相互の情報交換を図る。
- 3) 平成12年度から実施された高等部における訪問教育の実施状況並びにそれに伴う課題を把握しそれらに対応するための基礎資料を得る。

(研究全体の概要)

- 1) 調査方法：質問紙を用いた郵送によるアンケート調査
- 2) 調査時期：平成14年 秋
- 3) 手続きと調査内容の概略：訪問教育経験者に予備調査を実施し、その結果を基に本調査用紙を作成する。
- 4) 調査対象校は全国特殊学校校長名簿から訪問教育を実施している学校を抜粋する。(前回調査では、432校)。調査対象者は各校の訪問教育担当の代表者(訪問教育部主任等)とする。

主な調査対象は、次のとおりである。

ア. 訪問教育の実施状況

対象児童生徒数及び担当教員数、教育課程、指導日数及び指導時間、指導内容、重視している指導上の留意点、訪問指導部の活動状況、校内支援体制、家庭訪問の場合のスクーリングの実施状況、施設訪問の場合の施設・病院関係者との連携状況

イ. 訪問教育実施上の課題及び工夫

訪問教育担当者間の話し合いの課題と工夫、校内教職員の理解や協力に関する課題と工夫、訪問教育担当者の研修に関する課題と工夫、保護者との連携に関する課題と工夫

ウ. 高等部における訪問教育の実施に伴う問題点と具体的な対応

高等部における訪問教育の実施に伴って新たに課題となったこと、進路指導における課題と具体的な対応、高等部卒業後のフォローアップにおける課題と工夫